

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案要綱

第一 中小企業等協同組合法の一部改正

1 企業組合の組合員資格の追加

一 企業組合の組合員たる資格を有する者として、政令で定める者であつて定款に定めるものとして特定組合員を追加する」と。

二 1の1に掲げる者の数は、総組合員の数の四分の一を超えてはならない」ととする。

三 1の1に掲げる者は、総会の承認を得なければ、企業組合の行つ事業の部類に属する事業の全部又は一部を行つてはならないこととする」と。

四 1の3の規定に違反した者について、総会の決議によつて除名することができる」とする」と。

2 企業組合制度の改善

一 企業組合の組合員の1分の1以上は、企業組合の行つ事業に従事しなければならぬこととする」と。

二 企業組合の行つ事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならぬ」とする」と。

二 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割を超えない範囲内において払込出資額に応じてし、なお剰余があるときは、組合員が企業組合の事業に従事した程度に応じてしなければならぬこととすること。

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第一 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

1 目的

法律の目的を、中小企業等に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実等を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することとすること。

2 投資事業の追加

中小企業等投資事業有限責任組合の投資事業として次の事業を加えること。

- 一 有限会社又は企業組合の持分の取得及び保有
 - 二 中小企業等を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権（中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有
- 3 その他
- その他所要の規定の整備を行うこと
- （第一条関係）
- 第三 新事業創出促進法の一部改正
- 1 株式会社の設立等の特例
- 一 新事業創出促進法十年法律第百五十一号第一條第一項第二号に掲げる創業者に該当する」としてつき経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社で、その設立時の資本の額が千万円未満のもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法（明治三十一年法律第四十八号）第一百六十八条ノ四の規定は、その設立の日から五年間は、適用しないこと。
 - 二 確認株式会社については、設立時及び新株発行時の払込取扱機関の払込保管証明義務を免除する等の所要の規定の整備を行うこと。

2 開示及び配当の規定の整備

- 一 確認株式会社は、定款、株式申込証の用紙及び登記に確認株式会社の解散事由を記載しなければならないこと。

二 確認株式会社は経済産業大臣に、会社設立後直ちに商号等を記載した書面を、毎営業年度経過後三月以内に貸借対照表等を提出し、経済産業大臣は、これらの書面を公衆の縦覧に供すること。

- 三 確認株式会社は、純資産額から資本の額に代えて千万円を控除して計算される額を限度に配当等をできることとすること。

3 組織変更及び解散の規定の整備

- 一 確認株式会社は、合名会社等へ組織変更できるようにする等の所要の規定の整備を行つこと。
- 二 確認株式会社は、資本の額を千万円以上とする増資、組織変更に伴つ登記の申請を行わずに設立の日から五年を経過した場合等には解散すること。

4 その他

有限会社を設立する場合についても同様の規定の整備を行つ等その他所要の規定の整備を行つこと。

（第三条関係）

第四 附則

この法律の施行期日、所要の経過措置等に関する規定を設けること。

（附則関係）